令和９年度自動車税納税通知書用封筒広告募集要項

１．趣旨

愛媛県が発送する自動車税納税通知書用封筒に有料広告を表示することにより、県の新たな財源を確保することを目的とする。この要項は、本封筒の広告主又は広告取扱業者の募集に係る契約にあたり、必要な事項を定めるものである。

２．広告を表示するもの

自動車税納税通知書用封筒（年１回　令和９年５月発送）

約３００，０００通（口座振替等の納税通知書を除く。）

※実際の発行部数は、増減する場合があります。

３．募集の内容等

（１）募集する広告主又は広告取扱業者

１者募集

（２）募集広告等の内容

広告の位置　自動車税納税通知書用封筒裏面

（左右１６０㎜×天地５５㎜）

その他

・応募者が広告取扱業者の場合は、広告主及び表示する広告の募集は、広告取扱業者が行ってください。
・愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領及び令和９年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書に従ってください。
・掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
・広告作成に係る費用は、応募者が負担してください。
・広告掲載に当たって、応募者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要があります。（別添契約書案参照）
・令和９年度歳入歳出予算において関連予算が愛媛県議会で可決された場合において実施するものであり、本募集において選定されたことによって、当該契約の締結を確約するものではありません。

（３）希望価格

２７０，０００円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※予定価格（最低見積価格：非公表）については、別途決定します。

４．応募者に必要な資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。

（２）広告取扱業者にあっては、知事の審査を受け、広告代理業務を主たる業務として営業品目「401 広告・宣伝」について、製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められている者であること。

（３）見積書提出期限の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

５．応募手続き等

（１）募集要項等の配付期間及び配付場所

配付期間：県ホームページ掲載の日から令和８年 12 月４日（金）まで

配付場所：愛媛県ホームページ

（２）広告掲載申込書兼見積書の提出

ア　応募者は、次により広告掲載申込書兼見積書（別添様式）を県に提出しなければならない。電送による提出は、認めない。

(ｱ)	提出期限：令和８年 12 月４日（金）午後５時 提出期限までに必着のこと（郵送可）
(ｲ)	提 出 先：〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２ 愛媛県庁　本館４階 愛媛県総務部行財政推進局税務課自動車税係

イ　応募者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

ウ　見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

６．契約の相手方の決定

（１）有効な見積書を提示した者であって、予定価格以上の最高の価格でもって応募した者を契約の相手方とする。

（２）同価格の見積りをした者が二人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。

（３）（２）の同価格の見積りをした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ契約の相手方を決定するものとする。

（４）契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに契約額を、契約の相手方とされなかった応募者に通知するものとする。

（５）契約の相手方が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、契約の決定を取消すものとする。

７．契約保証金

免除とする。

８．契約書の作成

（１）契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書の取り交わしをするものとする。

（２）契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

（３）契約の相手方に決定した場合に電子契約を希望する場合は、見積書提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を下記１１の宛先まで提出すること。

（４）見積り合わせを執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

（５）契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（６）契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

９．契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10. その他

（１）応募者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領、令和９年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載仕様書及び契約書(案)等を熟読し、遵守すること。

（２）本件に要する費用は、応募者の負担とする。

（３）提出された書類等は返却しない。

11. 自動車税納税通知書用封筒への広告掲載に関するお問合せ先

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４－２　愛媛県庁　本館４階
愛媛県総務部行財政推進局税務課　自動車税係
電話　０８９-９１２-２２０３（直通）　ＦＡＸ　０８９-９１２-２１９９
電子メールアドレス　zeimu@pref.ehime.lg.jp